

高専機構特別措置による 前期授業料免除について

全学年対象（専攻科含む）

標記のことについて、下記のとおり平成31年度前期授業料免除の申請を受け付けますので、希望者は学生課学生係まで書類を取りに来てください。

記

1. 対象者：次のいずれかに該当し、かつ経済的に授業料の納付が困難である者

- ①高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の納付期限前6月以内（新入生の場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合（本科1～3年生のみ）
- ②高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない本科3年生以下の者であり、かつ、学業優秀と認められる者（本科1～3年生のみ）
- ③高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生以外の者で、授業料の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合（全学年）
- ④高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者（本科1～3年生のみ）
- ⑤私費留学生や帰国子女等のため、「高等学校等就学支援金」制度において、課税証明書が発行されない等の理由により加算が認められないが、授業料免除の基準を満たしている者（本科1～3年生のみ）

2. 提出書類：授業料免除申請書

3. 提出期限：平成31年3月29日（金）

4. 提出先：学生課学生係

5. 備考：・申請書を提出した学生には、後日その他必要書類の提出について案内します。
・平成30年10月1日以降に懲戒処分（停学以上）を受けた者については、申請後に学内で審議します。

平成31年 1 月 2 8 日

学 生 課 学 生 係

掲示期間：3月29日（金）まで